

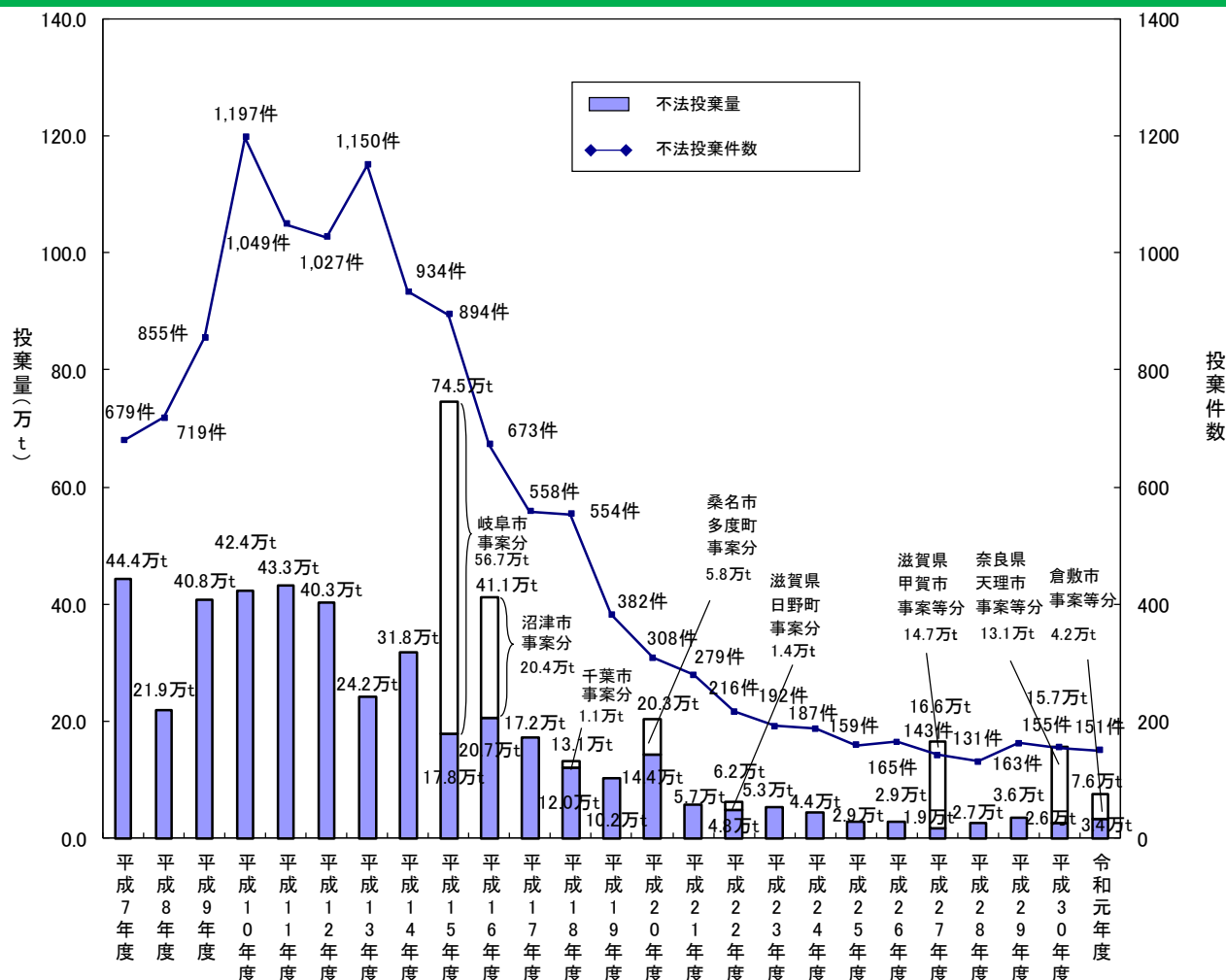
「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」 の取りまとめについて

令和3年4月6日

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課

不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)

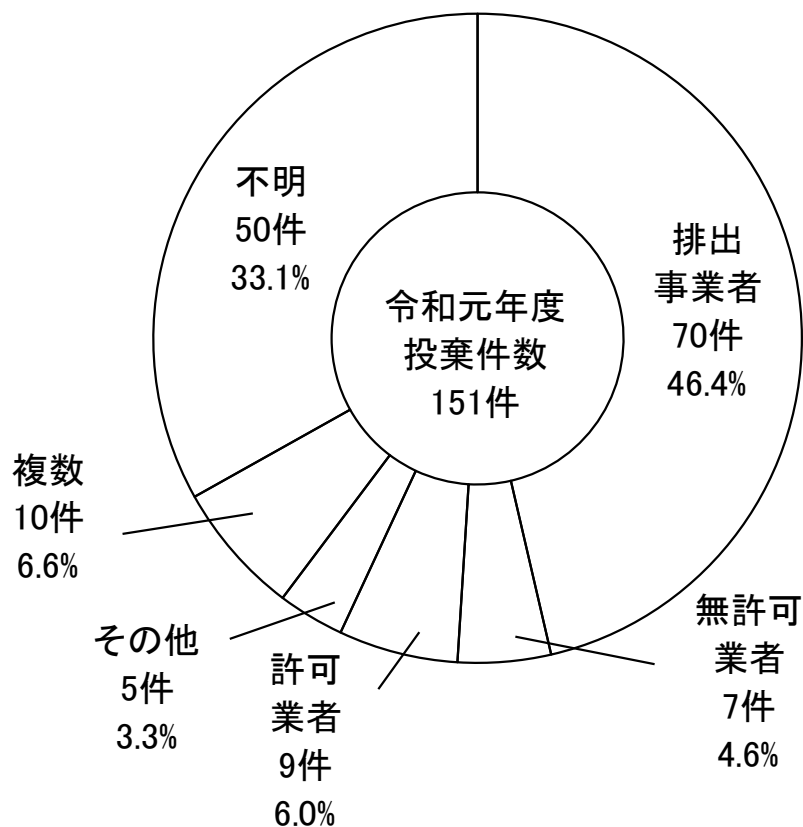


注)

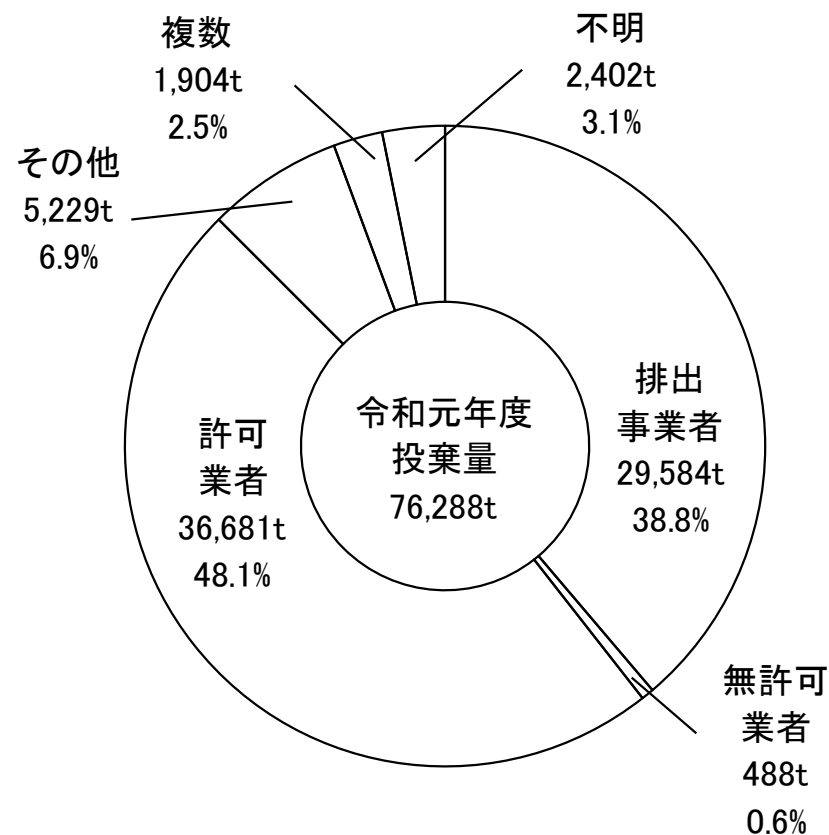
- 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
- 白抜き部分について、次のとおり。
 平成15年度：大規模事案として報告された岐阜市事案 平成16年度：大規模事案として報告された沼津市事案 平成18年度：平成10年度に判明していた千葉市事案
 平成20年度：平成18年度に判明していた桑名市多度町事案 平成22年度：平成21年度に判明していた滋賀県日野町事案
 平成27年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案
 平成30年度：大規模事案として報告された奈良県天理市事案、平成28年度に判明していた横須賀市事案、平成29年度に判明していた千葉県芝山町事案（2件）
 令和元年度：平成26年度に判明していた山口県山口市事案、平成28年度に判明していた倉敷市事案
- 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
- 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄実行者の内訳(新規判明事案)

① 投棄件数



② 投棄量



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄廃棄物の種類(新規判明事案)

① 投案件数

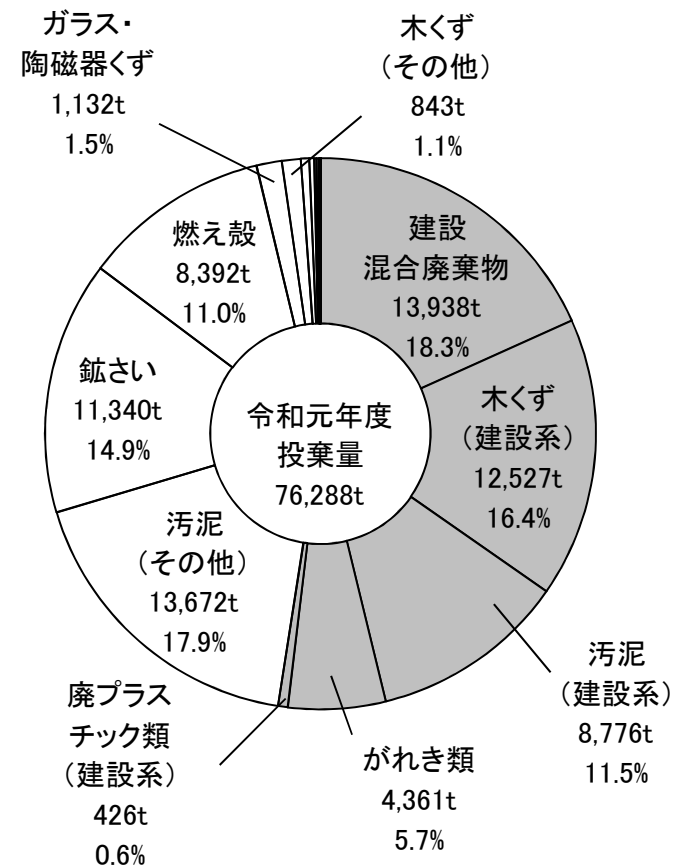
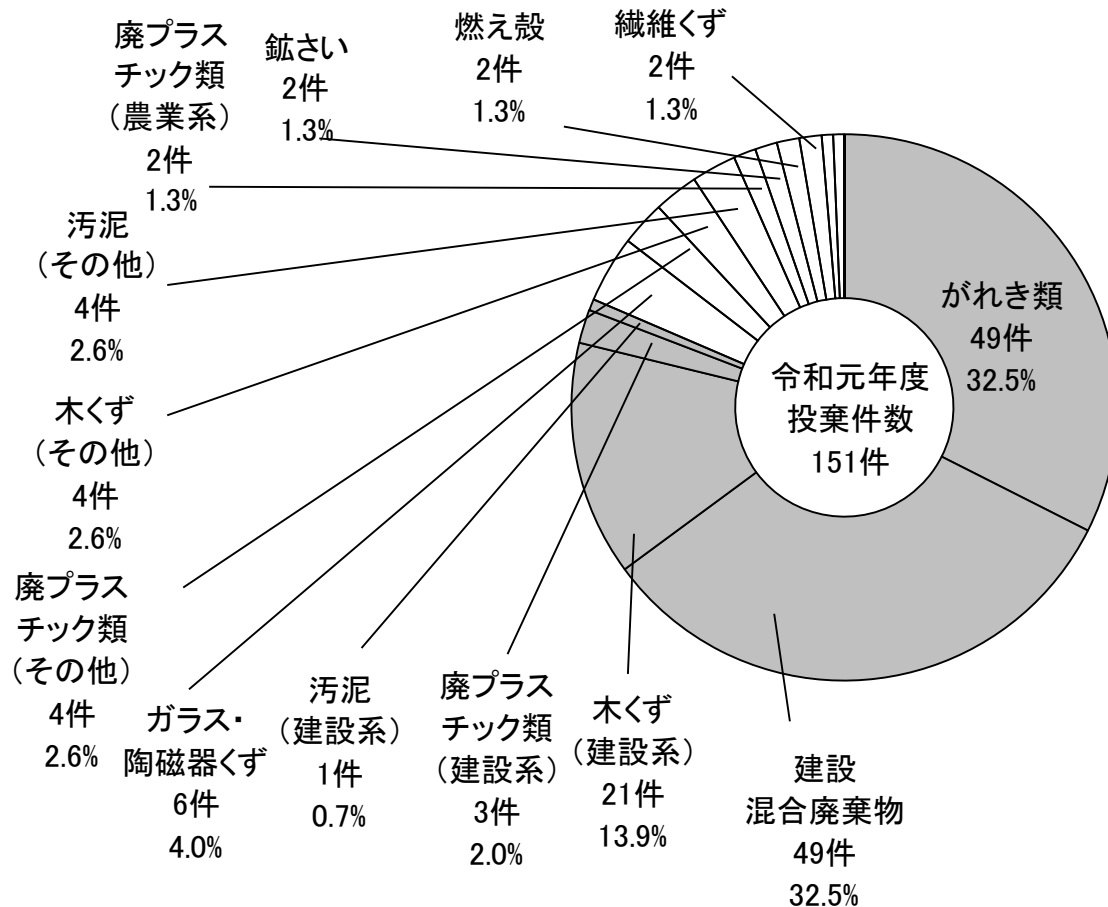
② 投棄量

建設系以外廃棄物
計 28件 18.5%

建設系廃棄物
計 123件 81.5%

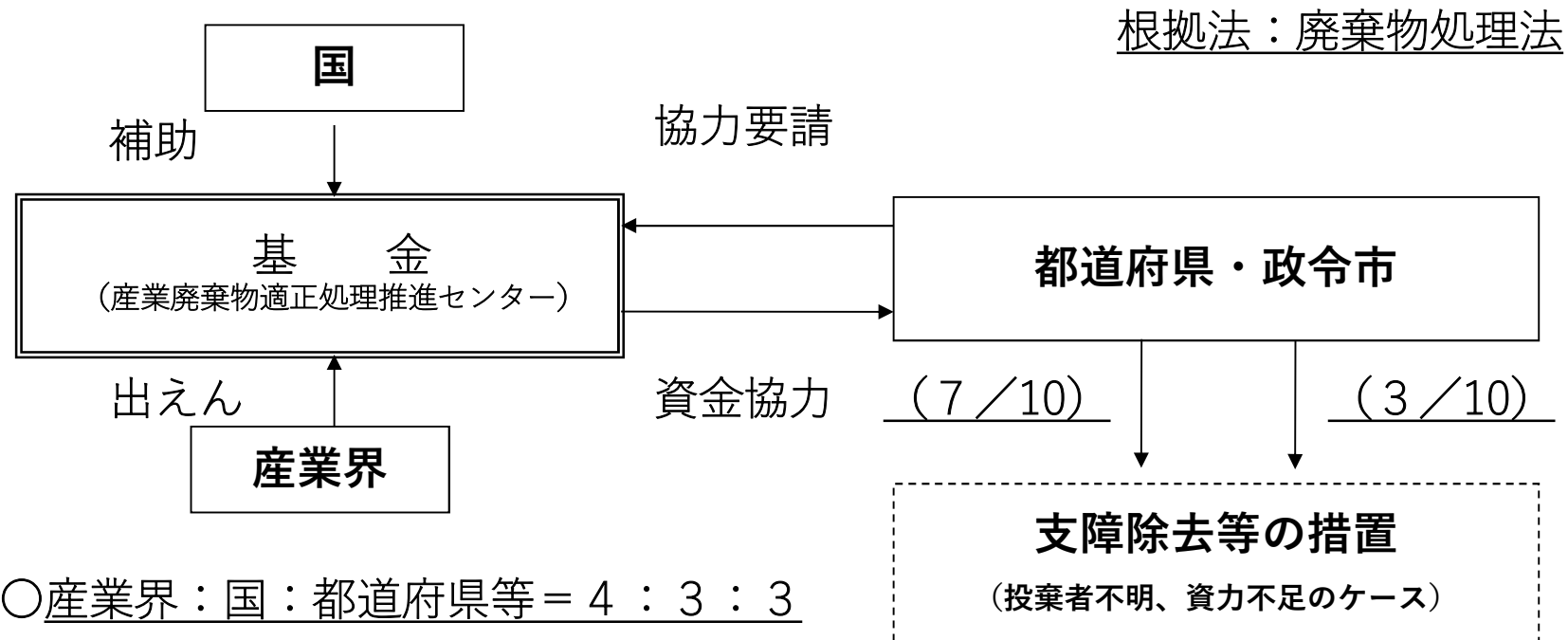
建設系以外廃棄物
計 36,260t 47.5%

建設系廃棄物
計 40,029t 52.5%



※ 量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援 (平成10年6月17日以降に発生した事案)



〔廃棄物処理法第13条の15〕

適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。

2 環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

基金制度の効果

- 行政代執行費用の財政負担が多大であるからといって躊躇することなく、行為者等に対し迅速に措置命令を発出できること。
- 他県から入ってきて不法投棄等された産業廃棄物になぜ地元自治体の財源を充てて支障除去等を行うのかという指摘に対し、産業界による基金への協力があって支障除去等事業が成り立っているということを十分に説明することで、地元関係者の理解が得られやすくなっていること。また、**不法投棄等の撲滅に向けた産業界の取組姿勢への信頼感や評価にもつながっていること。**
- 支障除去等が必要となるのは、不法投棄等が全体の適正処理システムからは出た結果によるものであり、行為者等が不明又は資力不足の場合に、支障除去等事業に対して必要な支援を行う仕組みを整えることで、行政対応の幅が広がり、適正処理システムを補完できること。
- 行政対応に大きな問題があることが確認された場合には支援の対象としないとされていることが、都道府県等にとっては迅速な措置命令の発出などに向けた動機づけとして働くこととなり、**未然防止や早期対応の観点からも有効に機能していること。**

出典：支障除去等に対する支援に関する検討会報告書(平成27年9月)

令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会

<背景>

- 平成27年9月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」において、「マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後5年間についてのもの」等とされた。
- 令和3年度以降の支障除去等に関する支援の在り方について必要な検討を行うため、有識者、産業界、地方公共団体等で構成される「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会」（座長：新美育文 明治大学名誉教授）を開催。

<開催等経緯>

検討会は全てオンラインで実施した。

- 令和2年 8月 5日 第1回検討会
- 令和2年 9月18日 第2回検討会
- 令和2年10月14日 第3回検討会
- 令和2年10月22日 報告書公表

検討会報告書の概要①

< 現行の支援の在り方の点検・評価 >

- 基金へは、産業界と国が4：3の割合で拠出することとなっており、産業界からはマニフェスト頒布団体等が、前年度のマニフェスト頒布枚数等に応じて、**社会貢献の観点からの任意で出えん。**
- その結果、産業界と国の負担割合通りに、産業界分の確保ができておらず、**基金の残高は毎年目減り。**
- 今後**支援額の大きい事案が発生した場合は、早ければ令和3年度にも基金が枯渇する可能性がある。**

○過去5年間の基金への出えん状況

単位：万円

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
要請額	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
産業界出えん額	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900
不足額	△2,500	△2,400	△2,300	△2,200	△2,100

検討会報告書の概要②

<支援の在り方の見直し>

(1) 産業界からのより幅広い出えんの協力について

- マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、国から任意の出えんの協力依頼を行う
- マニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求める

(2) 支援額の絞り込みについて

- 支援額の算定に当たり主に以下の点について考慮する
 - ・不法投棄等事案の発覚前の不法投棄等の未然防止措置について
 - ・不法投棄等事案の発覚時の行政対応について
 - ・不法投棄等事案の発覚後の不法投棄等の未然防止措置の強化について
 - ・他の都道府県等からの産業廃棄物の受入実態について
- 詳細な運用は、基金を管理している産業廃棄物適正処理推進センターが、都道府県等の状況を聴取し、環境省と協議して決定する

(3) 支援のあり方についての今後の方向性

- 国は、本基金への出えんによって社会貢献をしていると評価されるような仕組み等によって、出えんに協力しやすい環境を整備することを検討する
- 本基金制度の効果を持続可能なものとするため、基金の運用状況及び今後の社会情勢を踏まえつつ、国は、関係者の協力を得て、必要に応じ3年後を目途に支援の在り方を見直すこととする

令和2年度支障除去等に対する
支援に関する検討会

報 告 書

令和2年10月

令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会

目 次

はじめに	1
1. 不法投棄・不適正処理の現状について	2
2. 基金の活用状況について	6
3. 基金への出えんについて	9
4. 現行の支援の在り方の点検・評価について	11
5. 令和3年度以降の支援の在り方について	12
おわりに	14
委員名簿	15

開催状況

	期 日	主な議題
第1回	令和2年 8月5日(水)	・現行の基金制度について ・現行の支援のあり方の点検・評価および見直しのポイントについて
第2回	令和2年 9月18日(金)	・現行の支援のあり方の点検・評価について(案) ・支援のあり方の見直しについて(案)
第3回	令和2年 10月14日(水)	・令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会報告書(案)について

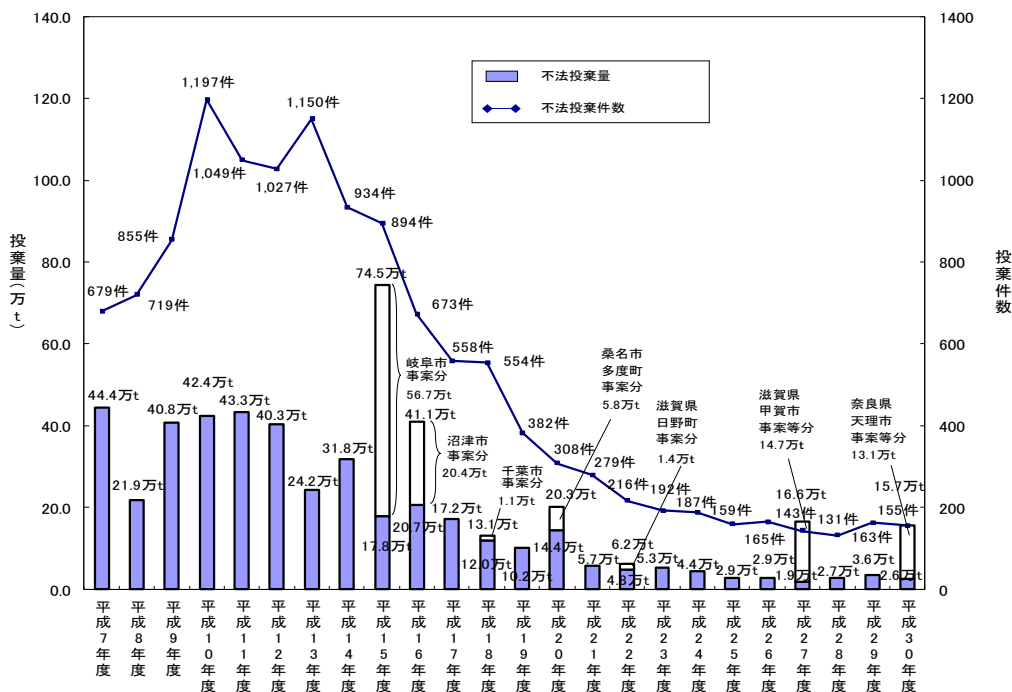
はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の平成9年改正により、平成10年6月17日以降に発生した産業廃棄物の不法投棄事案や不適正処理事案を対象に、原因者等が原状回復等の措置を取らずにやむを得ず都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）が当該不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障又はそのおそれの除去又はその発生の防止（以下「支障除去等」という。）を行う場合、廃棄物処理法第13条の15に基づき産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金（以下「基金」という。）から支障除去等に必要な費用を支援する規定が創設された。この基金については、平成10年の制度の創設以来、国庫補助と、社会貢献の観点からの産業界からの協力も得て必要な資金の造成が行われ、これまで運営が行われてきたところであり、我が国における不法投棄・不適正処理対策の着実な推進に当たって、重要な役割を果たしてきたものである。本基金への出えんについての産業界の負担に関しては、平成27年度に開催された「支障除去等に対する支援に関する検討会」（以下「平成27年度検討会」という。）において、社会貢献の観点から、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることに鑑み、マニフェストを頒布等している団体等（以下「マニフェスト頒布団体等」という。）に対して、必要な協力を求めることとしている。なお、平成27年度検討会において「マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後5年間についてのもとし、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議する」ものとされていることから、5年目に当たる令和2年度に、有識者等で構成される「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を設置し、当該点検・評価を行い、今後の基金による支援の在り方について議論を行った。

1. 不法投棄・不適正処理の現状について

(1) 不法投棄件数・不法投棄量の推移等

平成30年度の不法投棄の新規判明件数は155件となっており、不法投棄の新規判明件数がピークであった平成10年度の1,197件と比べると、大きく減少していると言える(図1-1)。不法投棄の件数の主な内訳は、がれき類が72件(46.5%)、建設混合廃棄物が41件(26.5%)となっている。投棄量は156,826tであり、その主な内訳は、がれき類が77,509t(49.4%)、建設混合廃棄物が68,320t(43.6%)となっている(図1-2)。不法投棄実行者については、投棄件数別では、排出事業者が最も多く75件(48.4%)となっている。投棄量別では、許可業者が最も多く66,762t(42.6%)となっている(図1-3)。なお、平成29年度及び平成28年度では、排出事業者が最も多かった。



1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。

2. 白抜き部分については、次のとおり。

平成15年度: 大規模事案として報告された岐阜市事案

平成16年度: 大規模事案として報告された沼津市事案

平成18年度: 平成10年度に判明していた千葉市事案

平成20年度: 平成18年度に判明していた桑名市多度町事案

平成22年度: 平成21年度に判明していた滋賀県日野町事案

平成27年度: 大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案

平成30年度: 大規模事案として報告された奈良県天理市事案、平成28年度に判明していた横須賀市事案、

平成29年度に判明していた千葉県芝山町事案(2件)

3. 硫酸ピッチは本調査の対象から除外している。

4. フェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

なお、フェロシルトは埋立用資材として、平成13年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明したが、既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

図1-1 不法投棄件数及び投棄量の推移

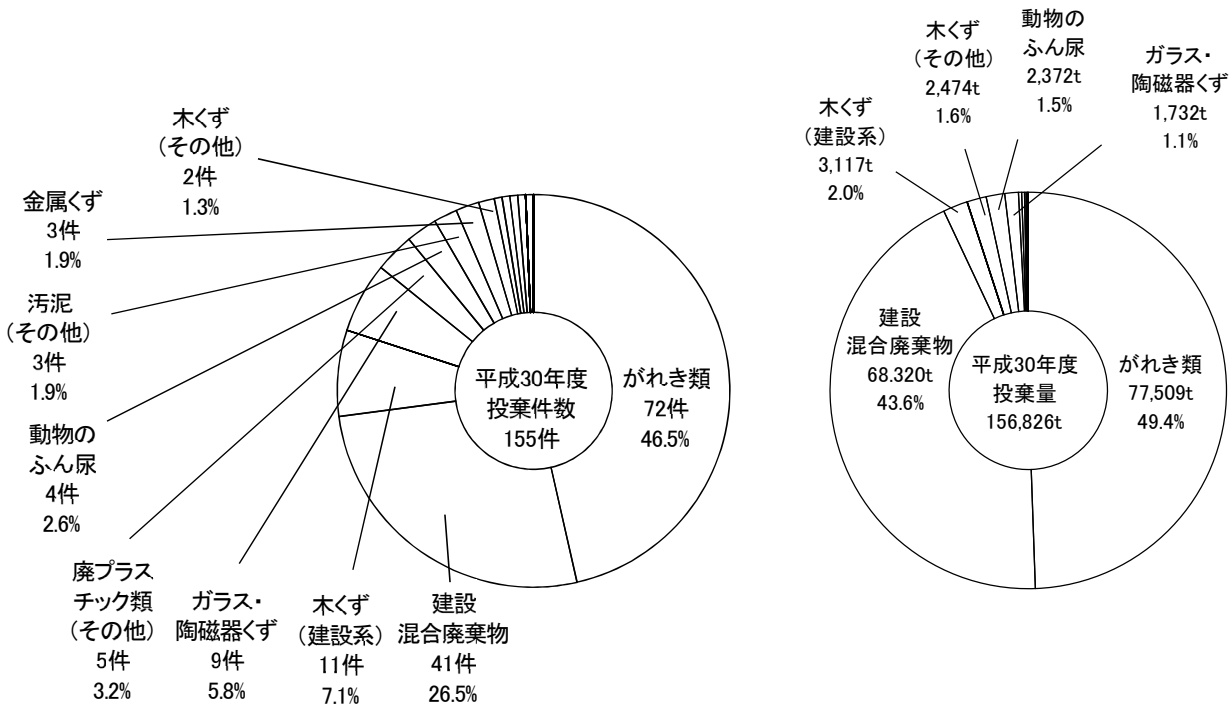


図 1-2 不法投棄廃棄物の種類及び量 (新規判明分)

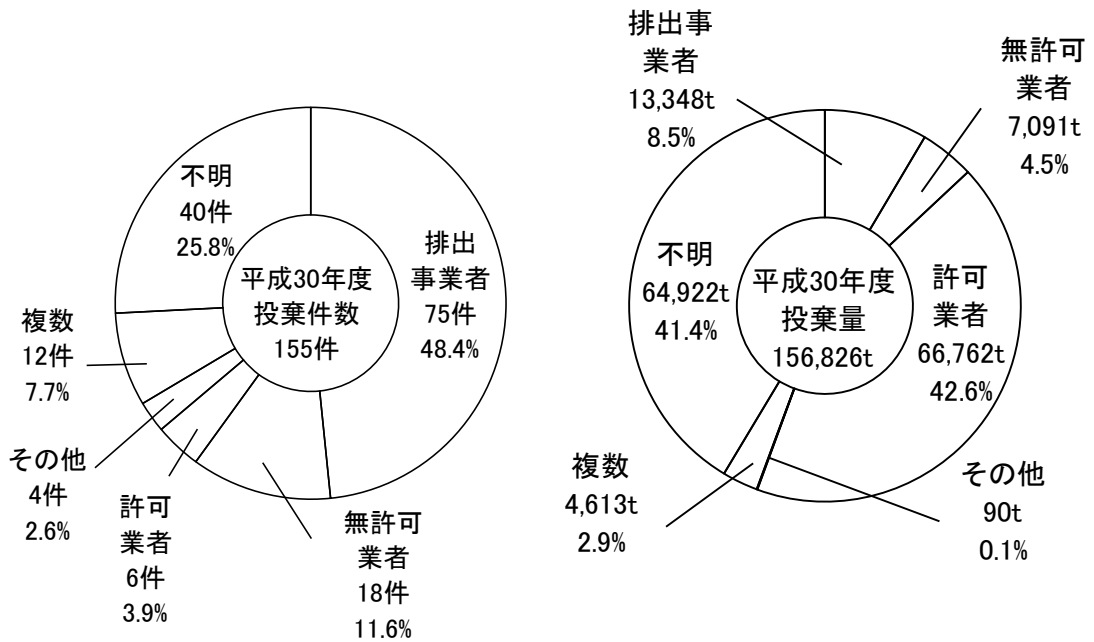
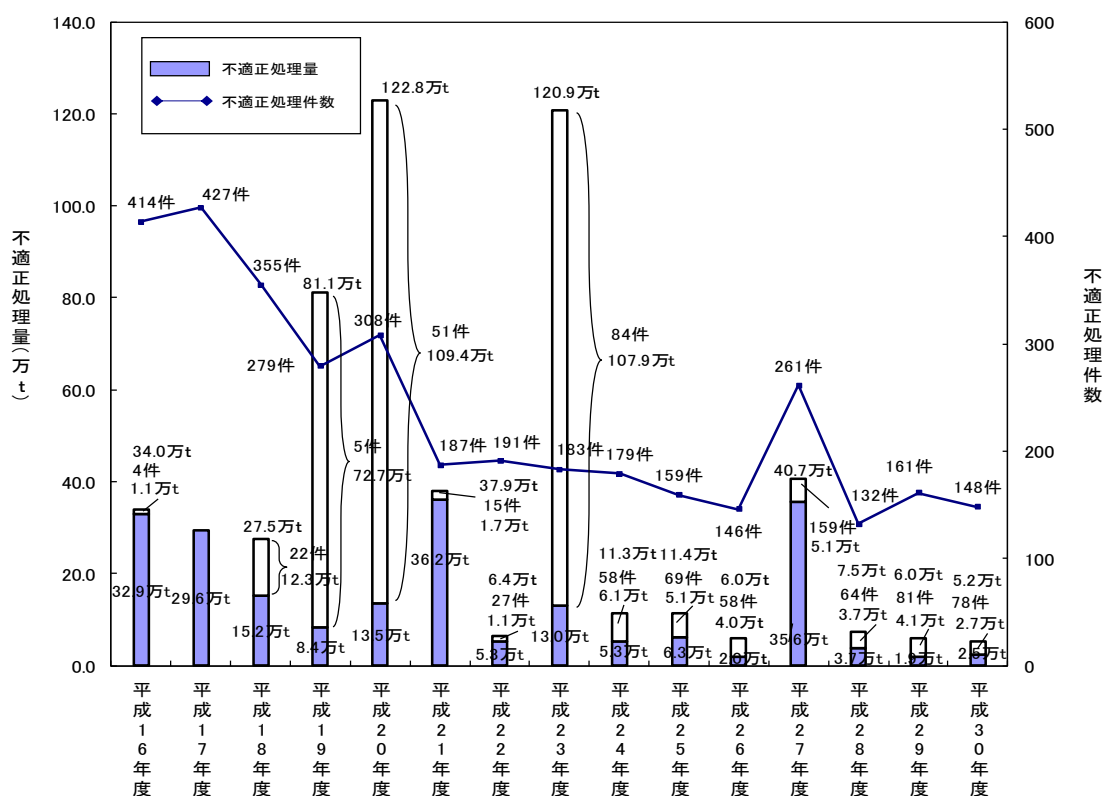


図 1-3 不法投棄実行者 (新規判明分)

※量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

(2) 不適正処理件数・不適正処理量の推移等

平成30年度の不適正処理の新規判明件数は148件となっており、不法投棄と同様、過去と比較すると、大きく減少していると言える(図2-1)。不適正処理件数の主な内訳は、がれき類が70件(47.3%)、木くず(建設系)が30件(20.3%)となっている。なお、不適正処理量は52,244tであり、その主な内訳は、がれき類が17,429(33.4%)、建設混合廃棄物が9,765t(18.7%)となっている(図2-2)。不適正処理実行者については、件数別、投棄量別ともに排出事業者が最も多く、それぞれ93件(62.8%)、28,396t(54.4%)となっている(図2-3)。



1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件あたりの不適正処理量が10t以上の事案の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。

2. 白抜き部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案(平成23年度以降は、開始年度が不明な事案も含む。)

3. 大規模事案については、次のとおり。

平成19年度: 滋賀県栗東市事案71.4万t

平成20年度: 奈良県宇陀市事案85.7万t等

平成21年度: 福島県川俣町事案23.4万t等

平成23年度: 愛知県豊田市事案30.0万t、愛媛県松山市事案36.3万t、沖縄県沖縄市事案38.3万t等

平成27年度: 群馬県渋川市事案29.4万t等

4. 硫酸ピッチは本調査の対象から除外している。

5. フェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

なお、フェロシルトは埋立用資材として、平成13年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明したが、既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

図2-1 不適正処理件数及び不適正処理量の推移

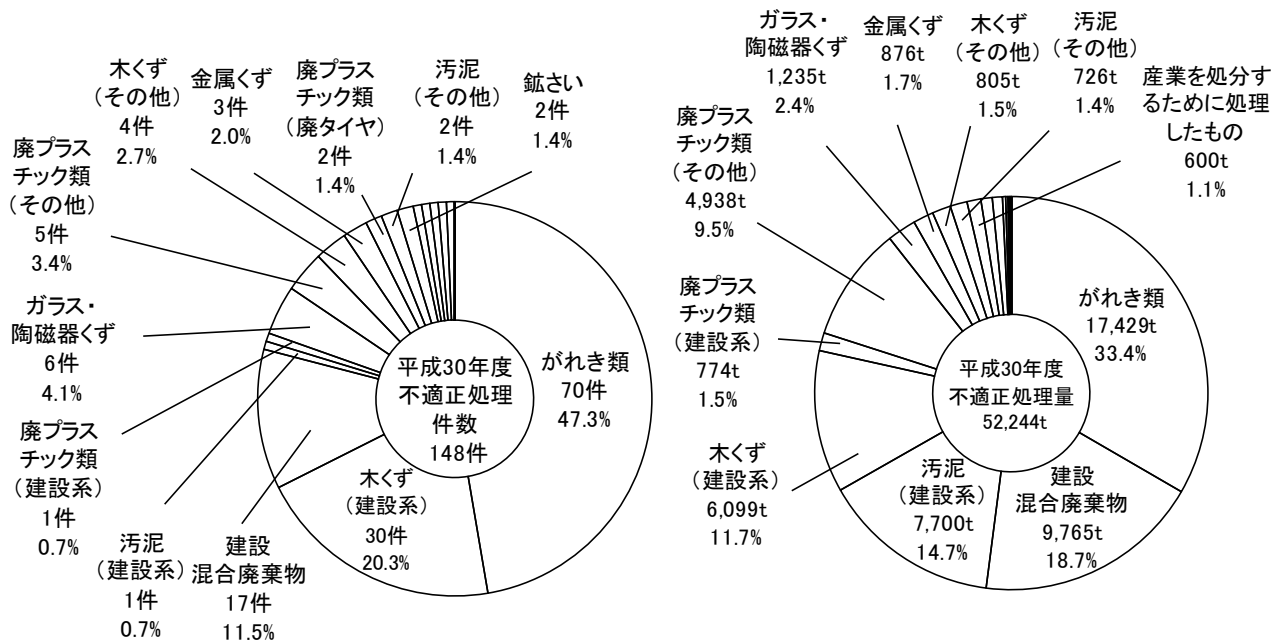


図 2-2 不適正処理廃棄物の種類及び量 (新規判明分)

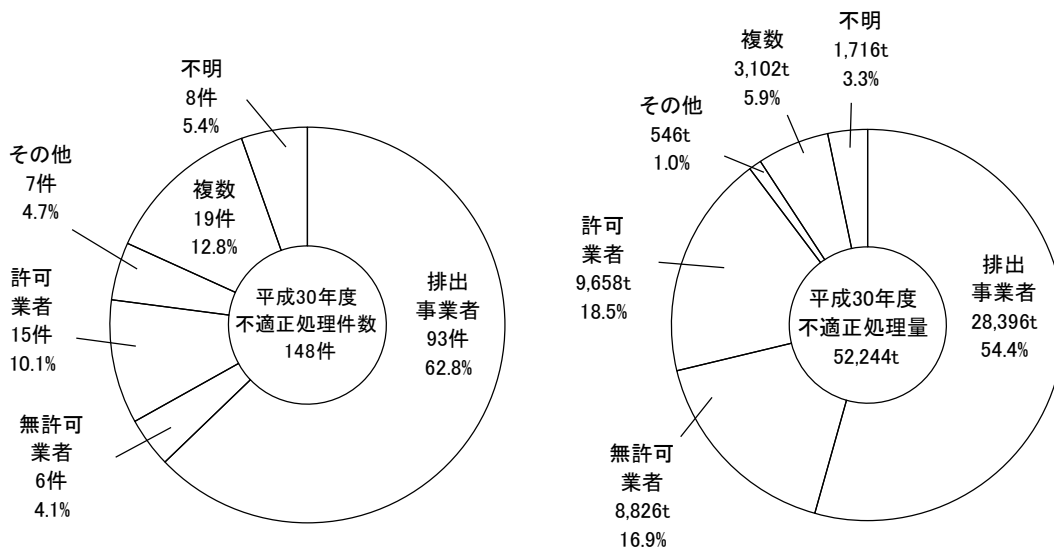


図 2-3 不適正処理実行者 (新規判明分)

※量及び割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

2. 基金の活用状況について

(1) 基金による支援件数

基金制度の創設以降、基金で支援した件数は合計で108件となっており、最も支援件数が多い廃棄物の種類は硫酸ピッチ等の52件となっている(表1-1)。平成28年度からの5年間(令和2年度は9月末時点の、支障除去等に必要な費用を支援することが決定した分(以下「支援決定分」という。))では、支援件数の合計は10件となっており、最も支援件数が多い廃棄物の種類は混合廃棄物の3件であり、支援額の割合は57.5%となっている(表1-2)。

表1-1 基金制度創設以降の支援件数等
(平成10年度から令和2年度(9月末時点の支援決定分))

廃棄物の種類	件数	支援額(単位：千円)	支援額割合
混合廃棄物	32件	2,909,081	49.6%
硫酸ピッチ等	52件	983,688	16.8%
廃プラスチック類等	5件	687,105	11.7%
汚泥等	2件	439,628	7.5%
廃油等	6件	236,342	4.0%
木くず	2件	231,032	3.9%
廃自動車ガラ等	2件	169,885	2.9%
がれき等	3件	130,602	2.2%
動物のふん尿	2件	51,317	0.9%
シュレツダーダスト等	1件	15,159	0.3%
燃え殻	1件	6,605	0.1%
合計	108件	5,860,444	100.0%

表1-2 平成28年度以降の支援件数等
(平成28年度から令和2年度(9月末時点の支援決定分))

廃棄物の種類	件数	支援額(単位：千円)	支援額割合
混合廃棄物	3件	718,517	57.5%
汚泥等	2件	439,628	35.2%
動物のふん尿	2件	51,317	4.1%
がれき等	1件	27,632	2.2%
燃え殻	1件	6,605	0.5%
廃プラスチック類等	1件	4,954	0.4%
合計	10件	1,248,653	100.0%

※四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

(2) 基金による支援事案の例

① 山梨県事案(平成 30 年度～令和元年度実施事業)

静岡県産業廃棄物処分業者のA社が、排出事業者から受け入れた産業廃棄物を適正に処理せずに混合肥料と称して、処分業の許可がないB社の管理地(山梨県北杜市)に運搬し、処分を委託した。処分を受託したB社は自社が管理する土地に当該産業廃棄物を野積みした。

また、静岡県の産業廃棄物処分業者であるC社は、排出事業者から受け入れた廃石膏ボードを処理したものを、肥料原料又は土壌改良資材と称して、廃石膏ボード粉等、陶磁器くずの肥料製造化による処分の許可がないA社に処分を委託し、その廃石膏ボード処理物も野積みされた。

野積みされた場所からは、高濃度の硫化水素が発生していることが確認され、生活環境保全上支障が生ずるおそれがあることから、平成 28 年 3 月にA社及びB社、平成 29 年 3 月にC社に対して廃棄物を撤去するよう措置命令を発出した。

しかし、命令が履行される見込みがなかったことから、山梨県は、当該廃棄物の残置による上記生活環境の保全上の支障のおそれの除去を行政代執行により実施すべく、基金の支援を受けた。

総事業費：747,875 千円 支援対象事業費：628,040 千円 支援額：439,628 千円

② 長野県事案(平成 30 年度～令和元年度実施事業)

長野県立科町において、平成 28 年 9 月に産業廃棄物保管基準に違反している保管施設(貯留池)の堤が決壊し、多量の動物のふん尿が田畑、農業用水路、公衆用道路等に流出し、堆積したことにより、生活環境保全上の支障が生じている。

また、保管施設には多量の動物のふん尿が残置されているため、さらなる流出及び悪臭・害虫の発生など、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある。

県は、保管施設の土地所有者であり、当該ふん尿を運搬、搬入及びそれらの指示をした者(元畜産業者)を不法投棄行為者として、平成 29 年 8 月に措置命令を発出した。

しかし、命令が履行される見込みがなかったことから、上記生活環境の保全上の支障のおそれを除去するため、県は、当該ふん尿の保管施設からの流出防止工事等を行う行政代執行を実施すべく、基金の支援を要請した。

なお、本案件の代執行のうち流出防止工事の測量・設計は県費で行うため支援対象外であり、流出工事費にのみ基金の支援を受けた。

総事業費：82,972 千円 支援対象事業費：73,310 千円 支援額：51,317 千円

(3) 平成28年度以降の基金による支援実績

平成28年度以降の5年間の支援額(令和2年度は9月末時点の支援決定分)の合計は1,248,653千円となっており、各年度の支援額と支援の内訳は以下のとおり。

表2 平成28年度以降の支援実績

(単位：千円)

NO.	年度	場所		廃棄物の種類	総事業費	支援額
1	平成28年度	福岡県	飯塚市	混合廃棄物	355,085	333,856
2	平成28年度	青森県	八戸市	混合廃棄物	253,650	229,066
3	平成28年度	松山市(愛媛県)	菅沢町	廃プラスチック類等	7,077	4,954
4	平成28年度	長野市(長野県)	穂保地区	がれき等	39,475	27,632
5	平成29年度	沖縄県	読谷村	燃え殻	9,437	6,605
6	平成30年度	長野県	立科町	動物のふん尿	23,091	16,163
7	平成30年度	山梨県	北杜市	汚泥等	233,250	134,840
8	令和元年度	長野県	立科町	動物のふん尿	73,310	35,154
9	令和元年度	山梨県	北杜市	汚泥等	514,625	304,788
10	令和2年度	神奈川県	茅ヶ崎市	混合廃棄物	222,279	155,595
合計					1,731,279	1,248,653

※四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

3. 基金への出えんについて

(1) 平成 28 年度以降の費用負担及び支援の考え方

平成 27 年度検討会の報告書で示された費用負担の基本的な考え方は以下のとおり。

- 支障除去等は、まずは行為者の責任で行わせることとし、行為者のみによっては支障除去等の実施が困難であり、排出事業者等に支障除去等の措置をとらせることが適当であるときは、行為者のみでなく、排出事業者等の責任も徹底して追及することが原則である。行為者等が支障除去等を行わない場合には、都道府県等が行政代執行を行い、代執行費用を行為者等に求償し、行為者等が費用負担することが原則である。
- このように行為者や排出事業者等に対する責任追及を徹底的に行った上で、行為者や排出事業者等に支障除去等や費用負担をさせることができない部分について、費用負担のあり方をどうするかが課題であり、都道府県等だけに負担を求めるのではなく、基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当である。
- 国や都道府県等は、地域住民の安全や健康を保持するという立場から、費用負担について主体的な役割を担うことが適当である。
- 支障除去等が必要となるのは、排出事業者の責任において適正処理が行われるべきという処理原則が貫徹せず、全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものであり、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を積極的に担うことが妥当である。また、支障除去等の事業の実施に当たって地元関係者の理解を得る上でも、産業界による基金への協力が重要な役割を果たしている。
- このため、これまでの議論を踏まえ、適正に処理している事業者には支障除去等に対する法的責任はないことを前提としつつ、社会貢献の観点から、基金への拠出について広く薄く協力を求めることが適当である。

また、同報告書で示された、費用負担の仕組みの基本的考え方は以下のとおり。

- ・できるだけ不公平感の少ない方式とすること
- ・一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること
- ・基金への拠出について協力を求めるためのコストができるだけかからないこと
- ・強制ではなく任意による協力とすること

上記の基本的考え方を踏まえ整理された、平成 28 年度以降の支援の在り方については以下のとおり。

1. 都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を行うものとする。
2. 平成 28 年度以降の支援必要見込み額については、過去の特種要因（硫酸ピッチや大規模事案）の影響を適切に割り引いた上で、これまでの支援実績を踏まえて、必要と見込まれる額を試算するものとする。
3. 今後の産業界の負担に関しては、社会貢献の観点から、産業廃棄物に係る方に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、マニフェストを頒布等している団体等（以下「マニフェスト頒布団体等」という。）に対して、平成 27 年度から必要な協力を求めることとする。
4. 各マニフェスト頒布団体等に対する基金への出えん要請額については、今後 5 年間に於ける支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定するものとし、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。
5. 国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力で推進し、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、5 年ごとを目途に定期的に点検・評価を行うものとする。

このため、マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後 5 年間についてのものであり、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議するものとする。

(2) 基金への出えん状況

(1) のとおり、平成 27 年度以降は、マニフェスト頒布団体等に依頼し、基金への出えんの協力を得ている。平成 10 年度から令和元年度までの基金への出えん額は以下のとおり。

表3 基金への造成額

(単位：百万円)

	10年度 造成額	11年度 造成額	12年度 造成額	13年度 造成額	14年度 造成額	15年度 造成額	16年度 造成額	17年度 造成額	18年度 造成額	19年度 造成額	20年度 造成額	21年度 造成額	22年度 造成額	23年度 造成額	24年度 造成額	25年度 造成額	26年度 造成額
国の補助	100	200	200	160	200	200	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
産業界からの出えん	200	323	127	402	334	318	283	237	197	189	183	177	156	155	152	100	0.2
建設業界	140	280	-	280	240	224	196	168	140	135	130	126	110	110	110	70	-
(一社)日本経済団体連合会	42	1	87	82	58	63	53	43	35	33	31	30	28	26	24	19	0.2
産業廃棄物処理業界	18	42	40	40	36	28	32	24	20	19	19	18	16	16	16	10	-
日本医師会等	-	-	-	-	0.5	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.3	1.3	-
年度計	300	523	327	562	534	518	453	407	367	359	353	347	326	325	322	270	170

	27年度 造成額	28年度 造成額	29年度 造成額	30年度 造成額	令和 元年度 造成額
国の補助	60	60	60	60	60
産業界からの出えん	55	56	57	58	59
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	24	26	29	31	33
建設六団体副産物対策協議会 (建設マニフェスト販売センター)	17	16	16	15	15
(公社)全国産業資源循環連合会	13	13	12	11	11
(株)日本シューター	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
(株)コベックス	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
(株)コワークス	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
(株)エコビジョン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
全国オイルリサイクル協同組合	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
(一社)日本施設園芸協会	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
年度計	115	116	117	118	119

※四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。
 ※平成27年度以降のマニフェスト頒布団体等の出えん額は、必ずしも要請額と一致しない。また、要請に応じて出えんのあったマニフェスト頒布団体等のみ記載している。

4. 現行の支援の在り方の点検・評価について

平成28年度以降の産業界と国の基金の負担割合については、平成25年度の「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」の報告書において示されたとおり、4:3を維持した上で、産業界の負担については、3.で示した考え方にに基づき、マニフェスト頒布団体等に対して必要な協力を求めることとしてきた。しかしながら、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは、強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出であるため、一部のマニフェスト頒布団体等からは依頼した額の満額の出えんを得ることができたが、出えんを得たものの依頼した額に満たない場合や、全く出えんが得られない場合もあった。

具体的には、平成27年度時点において、過去の支援実績より、平成28年度以降の5年間の各年度の必要見込額を140,000千円と算定し、4:3の産業界と国の負担割合を踏まえ、産業界の負担額を80,000千円としてきたが、そのうち、60,000千円程度しか確保することができなかった。その結果、基金残高における産業界の負担分が減少し続けており、毎年度支援できる額が目減りしている状況にある。なお、令和元年度末時点の残高は、産業界の負担分が172,804千円、国の負担分が1,176,952千円、合計1,349,756千円となっており、産業界の負担分の残高は、本制度創設以来過去最少となっている。産業界と国の負担割合を維持しつつ支援をすると、今後支援額の大きい事案が発生した場合は、早ければ令和3年度にも基金が枯渇することが懸念される。

基金が枯渇した場合には、産業界と国が代執行費用の一部を負担することにより、都道府県等が躊躇なく行為者及び排出事業者等（以下「行為者等」という。）に対し措置命令に踏み切ることができるという基金の効果を失わせることになり、結果として、必要な支障除去等が速やかに行われなくなる可能性がある。さらに、都道府県等が域外からの産業廃棄物の不法投棄等の対策として、行き過ぎた事前協議制等により域外からの産業廃棄物の事実上の搬入規制を行い、産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等が生じた場合、結果的に生活環境の保全上の重大な支障が生じるという事態になりかねない。このように基金の枯渇により、それまで基金によって維持されていた円滑な産業廃棄物処理が阻害される事態を防ぐためには、将来的な基金の潤沢化を目指しつつ、関係者の理解を得ながら当該基金を安定的に運用することが望ましい。については、社会貢献の観点からの任意の拠出という大原則は維持しつつも、現状の要請額を確実に確保するため、より幅広い協力を得ることが必要である。

併せて、平成 28 年度から令和 2 年度の各年度の支援額が、支援必要見込額である 140,000 千円を大幅に超過し、平均約 250,000 千円（5 年間で計 1,248,653 千円）となっていること、また、上述のとおり早ければ令和 3 年度にも基金が枯渇する可能性があることを踏まえ、支援額の縮減についても検討すべきである。なお、支援額の縮減に当たっては、前述の平成 28 年度以降の支援の在り方で示された、支援の条件を厳格に審査していくこと等が考えられる。

5. 令和 3 年度以降の支援の在り方について

4. を踏まえ、令和 3 年度以降の基金による支援の在り方は以下のとおりとする。

(1) 産業界からのより幅広い出えんの協力について

産業界の負担に関しては、平成 28 年度以降は、平成 27 年度検討会で示された「平成 28 年度以降の支援のあり方について」に基づき、マニフェスト頒布団体等に必要な協力を求めることとしてきたが、点検・評価の結果から、より幅広い協力を得る仕組みを確保することが必要であると考えられる。このため、令和 3 年度以降の基金への出えんに関しては、マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、国から協力依頼を行うこととする。その際、あくまで社会貢献の観点からの任意の拠出であることとし、平成 27 年度より前のような、特定の業界団体等にのみ出えんを依頼する方法は採用しない。

その上で、これまでの経緯に鑑み、国はマニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求め、可能な限り産業界の負担額の満額を全体として確保できるように努める。これに当たり、これまで出えんを得られていないマニフェスト頒布団体等に対しても、国からさらなる働きかけを行うこととする。

(2) 支援額の絞り込みについて

平成 28 年度から令和 2 年度の各年度の支援額が、当初の支援必要見込額を大幅に超過していることを踏まえ、都道府県等による適切な不法投棄等対策の実施の観点から、支援額の算定に当たり主に以下の点について考慮することと

する。

①不法投棄等事案の発覚前の不法投棄等の未然防止措置について

- ・監視・パトロールの体制・頻度が適切であったか
- ・処理業者、排出事業者に対する普及啓発等を行っていたか
- ・不法投棄等が発生した場所が、行政が把握しやすい処理業者の敷地内や敷地近辺、またパトロールや通報で発見しやすい場所ではなかったか
- ・過去に本基金による支援実績がある都道府県等の場合は、その際に策定した再発防止策を徹底してもなお防げなかった事案であるか

②不法投棄等事案の発覚時の行政対応について

- ・行為者の特定作業が迅速かつ的確であったか
- ・行為者に対し、速やかに改善命令や措置命令等の行政処分を行ったか
- ・排出事業者等の特定作業や当該者への費用請求等が迅速かつ的確であったか

③不法投棄等事案の発覚後の不法投棄等の未然防止措置の強化について

- ・新たに監視・パトロール体制・頻度の強化を行ったか
- ・不法投棄等事案を未然に防止できなかった原因を分析し、適切に対応したか

また、平成 27 年度検討会の報告書において、支障除去等を行った都道府県等に対する支援が必要な理由として、「支障等の原因となった産業廃棄物が、不法投棄等が行われた都道府県等以外から持ち込まれている例もあり、支障除去等に要した費用を当該都道府県等のみが負担することは不公平。」とされていることから、他の都道府県等からの産業廃棄物の受入実態についても、公平性の観点から考慮することとする。

なお、以上の点についての詳細な運用は、基金を管理している産業廃棄物適正処理推進センターが、都道府県等の状況を聴取し、環境省と協議して決定する。

(3) 支援の在り方についての今後の方向性

国は、今後、より幅広く協力依頼をしていくに当たり、本基金の社会的価値を強調し、本基金への出えんによって社会貢献をしていると評価されるような仕組み等によって、出えんに協力しやすい環境を整備することを検討する。

また、本基金制度の効果を持続可能なものとするため、基金の運用状況及び今後の社会情勢を踏まえつつ、国は、関係者の協力を得て、必要に応じ3年後を目途に支援の在り方を見直すこととする。

おわりに

本検討会においては、令和3年度以降の基金による支援の在り方を中心に検討を行ったが、何よりも重要なことは、不法投棄・不適正処理の撲滅を図ることである。不法投棄・不適正処理の撲滅に向け、引き続き排出事業者責任を基本として、関係者が一体となった取組を進めるべきである。

個々の不法投棄・不適正処理に対しては、取締りや監視の強化等による未然防止対策が第一であるが、それでも不法投棄・不適正処理がなされた場合には、行為者等の責任追及と原状回復・是正を徹底することが原則である。基金による支援は、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、行われるものである。

こうした認識に加え、これまで基金の果たしてきた効果も勘案し、基金による今後の支援については、国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進した上で、必要に応じその在り方を見直すこととする。

委員名簿（五十音順、敬称略）

赤渕 芳宏	名古屋大学 大学院環境学研究科 准教授
大塚 直	早稲田大学 大学院法務研究科 教授
小池 要子	埼玉県 環境部長
猿田 吉秀	長野県 環境部長
鈴木 道夫	橋元綜合法律事務所 弁護士
関 莊一郎	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 理事長
座長 新美 育文	明治大学 名誉教授
西村 健	全国知事会 調査第三部長
長谷川 雅巳	(一社)日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長
藤田 正実	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部長
御手洗 伸太郎	(一社)日本建設業連合会 常務執行役
森谷 賢	(公社)全国産業資源循環連合会 専務理事
安井 晃	三重県 環境生活部廃棄物対策局長
山田 咲道	エース会計事務所 公認会計士・税理士
若山 勝行	(一社)全国建設業協会 常務理事